

青税連

1998.10.1



119

120

121

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

CONTENTS

No. 119
1998,10

◇新役員就任あいさつ

- 麻木義弘会長あいさつ 3
津島良敏副会長あいさつ 4
各部長あいさつ 4~7
特別委員会設置 8

◇全国青年税理士連盟31回岐阜大会

- 岐阜に集って和ができた!〈岐阜青税〉高橋和宏 9
第31回定時総会報告〈東京青税〉宮川雅夫 11
第31回定時総会議長談〈近畿青税〉織戸英信 12
岐阜大会に参加して〈名古屋青税〉平林信成 13
韓国税理士試曾の方々を迎えて〈愛知県〉高取俊二 14

◇資格取得制度改善を求める国会陳情を実施 〈東京青税〉宮川雅夫 …15

◇司法制度改革論における司法書士 北野弘久16

◇全青秋季シンポジウム18

◇あとがき 20





会長就任ごあいさつ

会長 麻木 義弘 (近畿)

1. はじめに

皆さん今日は、第31回岐阜大会において全国青年税理士連盟の会長に就任しました近畿青税の麻木義弘です。近畿から初めての会長ということもあり、全国青税の会務運営に戸惑うこともあると思いますが、各単位青税より優秀な方々を執行部に選任して頂き心強く感じています。この一年東奔西走、精一杯活動していきますので、皆さんの温かいご支援ご協力を宜しくお願いいたします。橋本和枝前会長におかれましては一年間本当にご苦労さまでした。また、岐阜青税の皆さん、今回の総会等の準備運営に多大なるご尽力を賜わり本当にありがとうございました。

さて、具体的な事業活動については、先の総会で承認された事業計画に沿って行きますが、大きく分けて全国青税の組織拡大と先見性ある制度問題への取り組み。この二つを基本におき活動して行きたいと考えています。

2. 組織拡大について

ご存知のこととは思いますが、現在全国青税は、九つの単位青税と百名程の個人会員から構成されています。しかし、会員の9割が東京、大阪、名古屋周辺、いわゆる三大都市圏に集中しています。全国青税が真に全国組織たらしめるには、様々な地域に単位青税を結成していかなければなりません。価値感の多様化がいわれ、税理士を周る制度への取組にも違いがあるでしょうが、国際化や規制緩和等により大きく税理士制度が変わってしまうかもしれない今こそ、全国青税が真に若手税理士の交流の場とならなければならないと考えます。具体的には、できうる限り各地に赴き、各地の個人会員を中心に青年税理士と懇談を行い、意見を吸収しつつ相互理解を深めていきたいと思えます。一人でも多くの方が、我々の掲げた理念に共鳴し、参画していただけるよう活動して行きます。

3. 制度問題の取り組み

今まさに、税理士法が改正されようとしています。日税連への働きかけのみならず、国会議員に

も積極的に働きかけ、今回の税理士法改正が、「納税者の代理人たる地位の確立」という方向で行われ、真に国民のための制度として機能すべく活動していきたいと思えます。とりわけ、税理士資格取得の一元化は、税理士制度の信頼性を保つ重要課題であると考えます。国際化や規制緩和は、青年税理士にとって大いなるチャンスであると捉え、今一度、税理士制度の意義を確認しつつ、十年先、二十年先に誇れる税理士制度となるべく確動していかなければなりません。現状に満足することもなく、あるべき税理士をめざし、専門家としての誇りを持って研鑽に努めなければなりません。もちろん、税制改正や税務行政その他の制度に関しても、問題意識を持ち、議論を重ね、我々の声を集め意見表明していく必要があると思えます。

4. おわりに

確固たる方針があるわけでもなく、制度に精通しているわけでもなく、ただただ全国青税が元気であればと思いき手を挙げたのが、本音のところかと思えます。理事の皆さんが、会員の皆さんが全国青税に意義をみいだせれば幸いです。何をすべきかより、何ができるかを絶えず追い求めて行こうと思えます。すぐにも成果があるとは限りません。経済的利益があるわけでもありません。人は、どれだけ多くのことに関わったかにより、その人生に満足が得られるものだと思います。悔いの残らぬよう精一杯やることを誓います。



副会長就任 ごあいさつ



副会長 津島良敏
(埼玉)

第31回定時総会において副会長に就任いたしました津島でございます。埼玉青税では、恒例により前代表幹事を全青副会長に推薦することになっておりますので、私は事の重大さも考えず、軽い気持ちで引き受けてしまいました。しかし、いざ就任いたしますとその重責に身の引き締まる思いであります。副会長は、一応各単位会から選出されておりますので、私は埼玉青税にとって全青が、身近な存在となるように努力していこうと考えております。

ところで、今年の全国大会は、岐阜で開催されましたが、ちょうど10年前も岐阜で全国大会が開催され、その翌年に埼玉が担当いたしました。そして、来年の全国大会は、ふたたび埼玉が担当することになりました。埼玉青税では全国大会を引き受けるにあたって、全国大会の在り方を検討いたしました。そして、次の条件を満たすべく全国大会を開催することにいたしました。

- 1. 開業間もない会員でも気軽に参加できること。**
全国大会であるためには、なるべく多くの会員が気軽に参加できなければなりません。そのためには参加費が安いこと。
また、秋季シンポジウムが原則日帰りであるため、全国大会は宿泊を前提とし、他の単位会との交流を深める機会となれること。
- 2. 観光ができること。**
全国大会が夏休み期間中の開催であるため、ある程度家族サービスの面も必要であるし、また、遠方からの参加者のためには、折角の機会でもあるので観光も楽しんでもらえること。
- 3. 家族が楽しめること。**
家族サービスという点では、やはり子供が主役となります。そこで子供が楽しめる施設等があること。

これらの条件を考慮した結果、来年の全国大会は、地元埼玉ではなく、福島県いわき市の「スパリゾートハワイアンズ」において開催する運びとなりました。私も埼玉青税の一員として全国大会開催の準備を担当しておりますので、副



会長としてのこの一年間は、全国大会の開催に重点を置いた活動になるかも知れませんが、なるべく視野を広くして全青の活動に協力していく所存ですので、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

気負わず、されど 気を使いながら。



総務部長 藤田美恵子
(近畿)

近畿より初の会長就任というこの画期的な年に総務部長を務めることができ、大変、感銘を受けております。「近畿も全青における責任ある立場を。」ということから、再々近畿の中で慎重審議を行い、近畿が全面的にバックアップをするというありがたい応援を頂くなか、麻木会長が出場することが出来ました。

会長が近畿から出場することにより全青として大きく変わることはないでしょう。何故なら全青の理念は「納税者の権利擁護をめざし、励実に業務を遂行し、真に国民の信頼が得られる税理士となるべく最善の努力をつくす」ということになり変わりはしないからです。ただこのような崇高な理念を追求する為に、その方法論や執行面に少なくとも近畿らしさというものが見えてくれればそれはそれなりの価値があるのではと思っております。

総務部長として何をすべきかを考えておりますが総務部長の経験はなく、全青活動も殆どタッチしていなかった私に何が出来るのか、一口に言って解らない。こんな人間がよくまあ総務部長を引受けたものだとお叱りが出てこようかと思いますが、……それは、それ。青税の良さというもので、このような人間でも総務部長ができる。もちろんそれは、会長初め、執行部員、そして各単位会の会員皆様のご協力ご支援があつてのことです。

総務部の仕事としては8月の総会で承認された事業計画をスムーズに、より積極的に実行できる為に、①各単位青税及び各部各委員会との連絡調整を行うこと ②会務を執行する為理事会を開催すること ③その理事会での内容を全会員に速やかに詳細に報告すること等が私の任務と認識しておりますが、このような大きな任務が私の力で出来るのかと思うと正直なところ不安そのものです。がしかし、こうなった以上、気負わず、されど気を使いながら私なりに努力してゆくつもりです。

又、全青は全国組織です。事業計画の一番目に「全国各地の青年税理士と懇談を行い、当連盟が真に若手税理士の交流の場となるべく活動してゆく」と掲げています。我々の理念に賛同される若手税理士と数多くの交流の場を持つこと。もちろんその中では、地域や立場によって種々の困難な問題が浮上するかもしれないが本音でものを言い、語り合うことによって必ず解決の道は開けると思います。全国レベルで活動できるということが全青の大きな特徴でしょう。このすばらしき全青で総務部長が出来ることに深く感謝するとともに、これから一年間皆様のご協力とご同情の程、よろしくお願い致します。

経理部長に就任して



経理部長 吉見昌之
(近畿)

全国約3000名の青税会員のみなさんこんにちは、第31回定時総会において、総務部長に就任することになりました近畿青税の吉見です。

さて、青税30年の歴史上初の近畿からの会長が誕生し、これで全国青税も名実共に全国区となったわけではありますが、①組織拡充 ②WTO/GATS ③税理士法改正等々取り組むべき問題は山積みしております。又、そのどれもこれもが早急に対応してゆかなければならない問題であります。

上記のような問題解決の為執行部の一員として微力ながら協力したいと考えております。どうか会員の皆様のご協力をお願い致します。

「本気で語ろう！」 千葉の地で



研究部長 桐谷美千子
(千葉)

みなさん、こんにちは!! 今期麻木会長のもとで研究部長というお役を頂きました千葉青税の桐谷

と申します。1年間宜しくお願い申し上げます。

私の役割は今世紀最後(1999年)のシンポジウムを企画・運営するお手伝いに集約されます。各単位青税が1年間研究してきたことをお互いに発表し合うというこの会、家路に就く頃には必ず何か1つヒントや情報を得て、頭の中を満足させていただければと思います。頭の満足と共に、今回は心も満足していただきたいと考えております。各単位青税とも創設以来すでに何十年という歳月を経て今日に至っております。そして今日の税理士会及び税理士は、津波のように押し寄せてくる規制緩和(規制崩壊)の餌食にされかねない状況です。

この現状において必要なことは、やはり各単位青税が、全青税が本気になることでしょう。その為には、シンポジウムで発表する担当者だけでなく今までの長い歴史を知っている、体験している先輩方に多くお集まりいただいて、この緑豊かな千葉の地で今までのこと、これからのことお互いに、本気で語り合える時間を作りたいと考えております。

開催予定地は千葉県内にあります「かずさアカデミアパーク」という研修・会議用ホールでありまして、ホテルも隣接しております。「海ほたる」で有名な「東京湾アクアライン」の木更津北インターから9分という非常に便の良いところです。1999年11月14日(日)今からご予約下さい。

これから1年間、研究部員共々みなさまからのご指導戴きながら一生懸命やらせていただきます。ご意見等ありましたら、是非お聞かせください。青税会員の「本気」が入った、すばらしいシンポジウムを行いたいですね。





組織拡大への 試金石

組織部長 北村 博昭
(近畿)

この度、全国青年税理士連盟の組織部長に就任致しました近畿青税の北村です。

本年度は、麻木会長の「全国青年税理士が真に若手税理士の交流の場となるべく、全国青年税理士連盟をPRし、組織の拡大をめざす」という方針に従い、入会の可能性のある地域に的を絞り、組織の拡大のために、積極的に地元へ赴き、交流を深めることによって組織拡大の糸口にしようと思ひます。

具体的には、東北、北陸、中国、北九州を中心に、組織部会と称し先発隊として当地の個人会員及び未入会の若手税理士と懇談し、その結果を受けて当地で理事会を開催することにより、各地域の組織活動に関する情報交換をするだけでなく、全青の活動状況の報告並びに意見交換を行い、交流を深め、全青を積極的にPRしながら、全青入会への勧誘をおこなって行きたいと思ひます。

活動の結果、単位会として又個人会員として、入会する地域があれば幸いです、決して一年という短い期間で入会して頂けるとは思っていません。今年が数年後に入会するワンステップであればいいし、その結果をしっかりと次の組織部へ申し送りして行きたいと思ひます。

近畿初の会長であり、長年共に活動して来た仲間である麻木会長を盛り立てるべく組織拡大を目指して活動して参ります。ご協力の程、宜しくお願ひ致します。



厚生部長 ごあいさつ

厚生部長 高橋 節男
(埼玉)

前回(10年前)同様、岐阜大会の次は埼玉大会ということで、埼玉大会の実行委員長に就任致しました。と同時に、実行委員長が厚生部長という慣例に従って、今年度の厚生部長に就任致しました。今後一年間よろしくお願ひ致します。

という訳で、早速ですが来年の全国大会の宣伝をさせていただきます。内容についての基本方針は、副会長の津島会員が書いていますので、そちらを参考にしてください。

10年前の埼玉大会は、大宮の駅前の会場で開催されましたが、当日が台風で、会場に着くまでにビショ濡れという大変な状態でした。今回は埼玉大会 in ハワイアンズということで、場所は埼玉県ではなく福島県になります。このスパリゾートハワイアンズは、常盤炭鉱で掘っている際に出る温泉を利用した、大変湯量豊富な温泉施設です。

又、様々なプールやショーが楽しめるので子供から年配者まで、それぞれの楽しみ方が出来るようになっています。そして何よりの強みは全天候型であるということです。

平成11年8月1日(日)、2日(月)の全国大会に向けて、既にご下見も何度か行いました。更にこの後も周辺環境の下見も行う予定です。短い時間の中で全てを網羅し満足させることは大変ですが、せっかく福島県へ行くのですから、定期総会も観光も、どちらも欲張って満足させるよう頑張りたいと思ひますので、是非皆様の強力(協力)な参加をお願ひ致しまして、就任の挨拶とさせていただきます。

法対策部長就任 あいさつ



法対策部長 木下 盛 弘
(東京)

法対策部長に就任しました東京青税の木下盛弘です。どうぞよろしくお願ひします。

東京税理士会での役員活動などを通じても感じているのですが、私たち税理士、殊に長い将来のある私たち青年税理士を取り巻く環境は従来に比べてたいへん厳しいものになってきており、それは景気の低迷と同様、私たちの日々の業務そのものに大きな影響を投げかけてきているのも事実なのではないでしょうか。この大きな流れの中にあつて私たちは本気で税理士制度の将来を考え、謙虚に学び、適格な行動をしてゆかなければならないと思います。

本年度の事業計画を見ますと、第2項目から第8項目までは私ども法対策部が執行すべき制度問題への取り組みということになり、法対策部に課せられた職責の重さを痛感しないわけにはゆきません。そこで、本年度は①税理士法対策委員会、②税制対策委員会、③納税者権利憲章委員会、④規制緩和等対策委員会、⑤情報公開法対策委員会、⑥制度対策委員会の6つの特別委員会を設け、しかも近畿、名古屋、東京、神奈川、岐阜の各単位青税から6名の精鋭を委員長に選任し、各単位青税を活動の拠点にして懸案に当たってもらうこととしました。

難問山積ではありますが、中でも一番ホットな問題は規制緩和問題です。資格制度による業務独占がサービスの質を低下させ価格を高止まりさせるとの考え方（行政改革委員会の平成9年12月12日の「最終意見」）や、公的資格制度は人々の意欲・能力を有効に生かす観点も踏まえて見直すべきだとの考え方（平成10年3月31日閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」）が基となっている今般の規制緩和推進論は、日本国憲法が保障する基本的人権を擁護するための社会正義実現を目的に制度化された「士」の業務が、それぞれ公的な使命を負っているのであり、営利を目的に利潤を追求する自由主義経済社会における市場原理にはなじまないという視点を欠いている（あるいは故意に黙殺している）のではないのでしょうか。国民

本位で考えれば、自己の利潤ばかり追求する無資格者による営利目的のサービスと、有資格者による公的使命感による専門的サービスが混在している実社会の方が住みにくいと考えられるのではないのでしょうか。このままゆくと、医師や薬剤師のサービスまで規制緩和されてしまうのでしょうか。

他にも重要案件がたくさんありますが、皆さんと一緒に真剣に取り組んでゆきたいと思ひます。



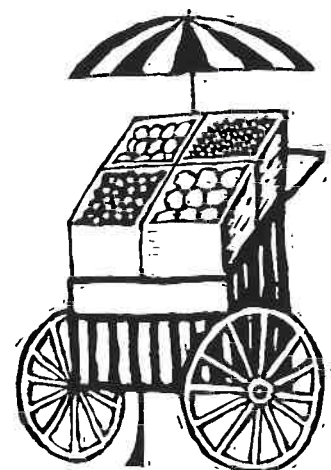
筆無精の私が…？

広報部長 尾崎 秀 明
(名古屋)

この度、全国青年税理士連盟の広報部長を務めることとなりました名古屋青税の尾崎秀明です。一年間よろしくお願ひ致します。

昨年度から全国青税の広報誌もリフレッシュされ版も大きく、表紙も一新されました。全国の数多くの会員の方々にも目に留まりやすくなったのではないかと思います。本年度も頑張つて、会員の皆さんに送られてくるのが楽しみとなるような広報誌を作成するよう心がけていきたいと思ひます。とはいひましても、会員皆様の協力なしでは魅力ある広報誌は出来ません。元来、筆無精でこれだけの挨拶文を書くのも四苦八苦している私が、皆様に原稿を依頼するのは、大変心痛めるのですが、心を鬼にして矢のような原稿依頼をさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

ぜひ、気楽に投稿して広報誌を楽しみの場として下さい。



✂️ 平成10年9月5日の理事会において下記の特別委員会が設置されました。✂️

委員会	委員長	単位会
税理士法対策委員会	三木政司	近畿
税制対策委員会	秦隆文	名古屋
納税者権利憲章委員会	山本大志	東京
規制緩和等対策委員会	勝又和彦	東京
情報公開法対策委員会	石井孝雄	神奈川
制度対策委員会	二宮高之	岐阜
三青会担当委員会	宮川雅夫	東京
日税連担当委員会	畠山譲治	近畿
秋季シンポジウム実行委員会	野崎貴彦	神奈川

広報部からのお願い

広報部では、会員の皆さんからの原稿を募集しています。
広報誌にご協力を…
原稿は事務局宛てにてよろしくお願い致します。

広報部一同

全国青年税理士連盟

事務局 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン303号
(JR代々木駅東口下車)
TEL (03) 3354-4162 〒151-0051

全国青年税理士連盟第31回岐阜大会



岐阜に集って、和ができた！ (全青税岐阜大会を振り返って)

全青税第31回岐阜大会
実行委員会編

430名余りの参加者を得て全青税第31回岐阜大会は無事終了することができました。

そこで、実行委員の各担当者にこの大会を振り返ってもらいました。

※天気が一番の心配事だった前夜祭※

「前夜祭では、花火大会と鵜飼を楽しんでいただこうと実行委員一同張り切りしました。全国から150名ほどの会員においでいただき準備万端、後は天気次第でした。予報ではなんとか一日もちそうとのことでしたが、夕方パラリときた時にはさすがに萎えました。しかしなんとか天気もち直し、行事も無事終了しました。今は皆様にただただ感謝です。」(石黒敏司)

※講師陣には自信満々。会場の入りが不安だった三つの講演会※

「岐阜の鵜飼は、1300年の歴史を持つ郷土文化であります。講師は、6人の鵜匠の頭である杉山秀夫

さんと、宮内庁式部職の鵜匠頭を拝命された方です。講演では、鵜飼に使う鵜は野生の海鵜で、それを育成し一人前の鵜にする苦労や日々の体調管理を開き、鵜飼の実演では実際に鵜が水槽の中の鮎を捕獲し、その捕った鮎を鵜匠が魚籠に納めるまでの様子を見せていただきました。」(浅野隆士)

「最初、海老が嫌いな事を知らず“海老せんべい”を手土産に持って行ってケチがついた名和先生。どんな人かとドキドキしながらの打ち合わせでした。聴衆者の入りが心配だった本番当日、会場も満席になり、名和先生お得意の香具師の口上こそは出なかったものの、いろいろ愉快的な話が飛び出し、また、たくさんの珍しい昆虫の標本も見せて頂き、楽しい時を過ごしました。」(小原香織)

「講師の加納宏幸先生には、“織田信長と岐阜城”というテーマで講演していただきました。織田信長という知名度の高さと、会員の年齢的なもので大変多くの参加を得ることができ、椅子を追加

するほどの盛況となりました。加納先生には、質疑の時間がなくなるほど時間たっぷりに熱く語っていただきました。」(服部守恭)



※出席率と終了時間オーバーが気になっていた定時総会※

「今年の総会は、日税連の森会長をはじめ韓国税務士考試会会長等々、大勢の来賓をお迎えし盛大に開催できました。岐阜は遊びに行く所がなかったのか、はたまた、会員の総会に対する関心が高かったのか、会員も大勢参加しての白熱した総会となりました。質問が出るたびに時間が気になったのは、私だけではなかったと思います。最後はびったし終わってよかったよかった。」(竹市憲正)

※参加者が年々少なくなっているツアー。少人数でも思い出はいっぱい※

「家族ツアーは“各務原航空宇宙博物館”へ行きました。航空機の歴史資料や実物があり、ヘリコプター、ブルーインパルス、宇宙船などの体験シミュレーションで子供たちは楽しいひとときを過ごしました。

一泊ツアーは、高山・郡上八幡コースでした。一日目は高山で古い町並みを人力車などで散策して情緒を楽しみ、夜は郡上八幡にて、郡上踊りを浴衣で踊りました。(自前の浴衣・下駄できめている方もいらっしゃいました。) 皆さん積極的に踊りの輪に入り、汗だくで楽しんでいらっしゃいました。翌日は、大滝鍾乳洞を見学し、郡上の町並みを散策しました。昼食はヤナにて、岐阜の味、鮎を堪能して帰路につきました。前夜祭から参加された

人は“あゆ、鮎、アユ”最後まで鮎のフルコース。ゲップ！」(刈谷悦利)

※手作り大会集大成。思い切って櫓を組んだ懇親会※

「懇親会の目玉は、なんと言っても郡上踊りでした。これが盛り上がるかどうか懇親会が成功するかどうかの分かれ目でもあったと考えていました。櫓をステージとして設営したのも最初からその雰囲気をかもし出すには大成功でした。まさに会員の盛り上がりは郡上踊りを中心に考えた結果であったと思っています。

その後のじゃんけんゲームは、岐阜の特産物をできるだけ多くの会員に持って帰ってもらおうとの趣旨で企画しました。ゲームは単純なだけに司会者の盛り上げ方がよかったのだと思います。

会員参加型の懇親会を目指すということで計画したものが、まさに会員全員が一体となって参加していただいたことをここに感謝しお礼申し上げます。」(渡辺成洋)

このように、全国の皆様のご協力を持ちまして岐阜大会を終えることができました。あの懇親会での郡上踊りの輪のように、この大会をきっかけに青年税理士の輪が和となって全国に広がり、今後の活動のエネルギーとなることを願っています。(高橋和宏)



第31回定時総会報告 前総務部長 宮川雅夫(東京)

第31回定時総会は、1998年8月2日、岐阜グランドホテルで開催されました。

当日は岐阜青税実行委員会の手配により、ステージ、来賓席、会員席などの会場準備が完璧にされていました。

定刻の午後2時45分、名倉明彦会員（東京）の司会により開会しました。司会アシスタントは花田園子会員（近畿）が務めてくれました。岩田敏男副会長（岐阜）の開会の辞に続き、来賓紹介が行われました。今回は祝辞をお願いしたご来賓にはステージに着席していただき、その他のご来賓は会場最前列にご案内することとしました。

続いて、橋本和枝会長（東京）の挨拶がありました。昨年8月ソウルにおいて選任された執行部は、この1年間様々なテーマについて真剣に取り組み、議論し、そして行動してきました。橋本会長の挨拶からそのことが会場に充分伝わったことと思います。

次いで、議長に山岸徹会員（東京）、織戸英信会員（近畿）及び加知高行会員（名古屋）の3名を選出した後、香月千鶴子会員（近畿）、後藤美喜夫会員（名古屋）の両名を議事録署名人に指名し、議案審議に入りました。

第1号議案と第2号議案を一括審議することを了承した上で、「1997年度事業報告承認の件」を宮川雅夫総務部長（東京）が、また「1997年収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録承認の件」を勝又和彦経理部長（東京）がそれぞれ趣旨説明を行いました。質疑では、「消費税の問題点への対応がトーンダウンしているのではないか」という質問があり、総務部長から「消費税に対して直接的活動は出来なかったが、応能負担原則に基づく税制を求めるといふ全青税の基本的立場を踏まえた議論はしている」との答弁がありました。また、「税理士法改正等に対しては執行部が交代しても継続的に運動すべきである」との意見や、「日税連会館の取得が決定したがどう対応したのか」という質問がありました。「運動の継続性については理事会で十分に議論している」との答弁があり、また「日税連会館についてはアンケートの実施等を通じて会員間の議論が図られた」との見解が示されました。

採決の結果、第1号議案、第2号議案ともに賛成多数により承認可決されました。

次に、第3号議案「役員改選の件」について、辻村祥造会長等推薦審議委員会委員長（神奈川）より、推薦審議の経過報告があり、麻木義弘会員（近畿）を会長として推薦し、他の役員についても配布された名簿のとおり推薦する旨の報告が行われました。採決の結果、満場一致により原案どおり承認可決されました。

その後、ステージ上の執行部席を新旧役員で交代し、麻木義弘新会長が新執行部の紹介を行いました。

再び議案審議に戻り、第4号議案と第5号議案を一括審議することを了承した上で、「1998年度事業計画承認の件」を藤田美恵子総務部長（近畿）が、「1998年度収支予算案承認の件」を吉見昌之経理部長（近畿）がそれぞれ趣旨説明を行いました。質疑では、「プライバシー保護等の法整備が出来ていない現状では納税者番号制・住民基本台帳法等の導入に反対するという事業計画の表現が、条件が整った場合には反対しないという解釈も出てしまうので曖昧ではないか？」という質問があり、麻木会長から「現状ではこれらのインフラ整備は出来ていないのだから、明確に反対運動をしていく」との方針が示されました。

採決の結果、第4号議案、第5号議案ともに賛成多数により承認可決され、議案審議は滞りなく終了しました。

次いで、麻木会長が就任の挨拶を行いました。麻木会長は、全青税の組織強化をめざし、今まで青税のなかった地域にも積極的に出かけて行きたいという抱負を述べました。また税理士制度に対



する規制緩和に対しては十分に研究して対処すること、また税理士法改正についても強力に運動をしていくとの方針を示しました。全青税初の近畿青税からの会長ということもあり、多くの会員の期待がかかっているのです、今後の活躍を応援したいと思います。

続いて、森金次郎日本税理士会連合会会長、大西孝之名古屋税理士会会長、梶原拓岐岐阜県知事(代理)、鄭求政韓国税務士考試会会長、北野弘久日本大学教授、池本誠治青年法律家協会弁護士学者合同部会議長及び水谷英治全国青年司法書士協議会会長の7名のご来賓から祝辞をいただきました。

この内、森日税連会長からは「今までは日税連会長が青税の総会に出席することはいかがなものかという意見もあったが、青税会員と様々な議論をすることは日税連としても有意義である」との

話がありました。また、鄭求政韓国考試会会長の祝辞については司会が和訳文を朗読する形で進行しましたが、「昨年のソウルにおける国際シンポジウムが各界において大変高い評価を受けた」というご報告を交えてのスピーチがありました。

その後、祝電の披露があり、津島良敏副会長(埼玉)の閉会の辞により、予定どおり午後5時15分に定時総会を終了しました。

定時総会の議事についての報告は以上のとおりですが、この大会にあたっては岐阜青税の会員の献身的な努力があつて成功したものであります。会員を代表して心よりお礼を申し上げたいと思います。

来年は埼玉青税の担当により、福島県いわき市で全国大会が開催されます。引き続き会員各位のご協力をお願い致します。

第31回(岐阜大会) 定時総会議長談 織戸英信 (近畿)

岐阜大会から数日後、事務所のポストに厚みが5ミリを超える尾崎事務所の封筒が配達されました。恐る恐る開封すると、嫌な予感が的中、原稿の依頼であった。題名は定時総会の議長談、原稿用紙7枚(約1500字)、原稿締切8月31日。議長談としてはとても1500字も書けない! その時、頭を過ぎったのは、昨年度広報部長をしていた麻木義弘氏のお言葉、「今年は原稿の回収率が良い、例年ならば依頼したうち2割が帰ってくる程度である」そうだ、8割の人が依頼に応じないのだ! ほっておこう! 尾崎秀明氏からも事前の話も無かったし、また、全青税の理事会も9月5日に開催されるので、本当に尾崎氏が困っておられたら、その時からガンバレば良いか、と考え、9月5日の理事会に、理事会では尾崎氏が「原稿の集まりが悪いので、急遽原稿を依頼するかもわかりませんので、その時は宜しく」と発言があった。筆無精の私としては、尾崎氏に、まだまだ余裕があると判断し、これは8割の仲間に入れると確信しほっておくことに決めました。今日は9月16日朝から関与先に出向いていて、帰所したのは午後4時、事務員から悪夢の一言「名古屋の尾崎先生から電

話があり、電話して下さい」……

さて、全青税定時総会の議長の件ですが、昨年のソウル大会へ参加する途中、関西空港へ向かう車中で畠山譲治前近畿青年税理士連盟の代表幹事から「全青税の総会には、常に近畿より1名の議長を輩出し、今回は乗岡五月氏(96年度近畿青税の全青税部長)であるが、乗岡氏の体調が芳しくない、と聞いているので、もしソウルに乗岡氏が来られなかったら織戸に代わりをやってもらおうし、また、来年の岐阜大会の議長も織戸や」と言われ、ハラハラしながら関西空港へ行き、そこに乗岡氏が居るのを見て一安心。この時から議長の覚悟は出来ていたが、9単位会あるのに常に近畿が1名議長をするという習慣はオカシイので、議長予定者を決める理事会で、文句を言おうと心に決めており、7月5日の理事会に出席した。しかし、小心者の私でございます。理事会で「近畿から1名議長お願いします」と言われたら、一言も文句を言えません。隣席の中江嘉和氏(近畿青税代表幹事)のメモを覗けば、議長…織戸 と既に記入済み。

岐阜大会当日、3人で車にて向かう、他の2人はラフな格好で、私はスーツでネクタイと重々し

く。午前中の理事会が済み、昼食へ、近畿の会員からは「織戸は議長だから目が回るように酒を飲み」とすすめられ、ビールを少々、日本酒もすすめられたが酔っ払う訳にもいかないので、さすがに日本酒は口にしませんでした。

定刻、第31回定時総会が開催され、司会者から「議長選出、いかにお計らいしましょう」と一言、滋賀県の竹中弘会員との間で、このお決まりの文句が出たときに『俺、竹中がやる』と叫ぶと約束していたが、竹中会員は沈黙、他の会員から「司会者一任」の声、司会者から山岸徹会員（東京）加知隆行会員（名古屋）そして織戸（近畿）指名され、壇上議長席へ。壇上からの見晴らしは、なかなかのもので、また本年は岐阜さんのガンバリが例年よりも出席者が多いように思えた。

議案の審議は、荒れること無く淡々と進み、全議案とも原案通り承認された。ただ、98年度の会長が近畿の麻木義弘氏であるので近畿からは質問がでないであろうと思っていたにも拘わらず、近畿から質問が出たのは一瞬戸惑った。また、麻木会長は今回『大会宣言採択』を上程していないので、この件について質問が出たら時間がかかるかと思っていたが、全会員が麻木会長と同意見であったのかは疑問であるが、この件への質問が出なかったことは、議長として助かったのではなかろうか。

小生のような小心者が無事この大役を果たせたのは、山岸氏・加知氏そして心有る会員の方々のおかげだと感謝しております。

岐阜大会に参加して 平林信成（名古屋）

今年も全国大会に参加しました。もちろん家族で。我が家の恒例行事です。今回は長良川の花火大会が船上から見物できる、また、鵜飼見物もできおいしい鮎が食べられると思い、8月1日・2日・3日、名古屋のお隣、岐阜まで出かけました。

本当にお隣なのですが（JRで18分）、1日の花火大会は全国から見物客が集まるので道路は大渋滞。家族は先に行きましたが、私1人別行動で、なんと名古屋から車で3時間25分（通常40分）もかかってしまいました。

さて、時々降り出すあいにくの天気でしたが、我が家に乗せた船が出るころには雨も上がり、いざ出港。長い船旅になるぞと思いきや、すぐ河原に着岸。各艇1列にお行儀よく並んでいます。なんと川の中まで大渋滞。「お父さん、花火見えない。」そうです、船の中からは隣の船の屋根しか見えないのです。結局、子供を抱いて河原で見物となりました。



た。「お父さん、鵜飼は？」そうです、私達の前を2回通っただけです。「鵜も今日はお客さんが多いから忙しいんだよ。」と言っておきました。「お父さん、鮎は？」「何言ってるんだよ、今おいしい塩焼き1匹食べたろう。」ま、なにはともあれ、2時間にもわたり綺麗な花火を観る事ができ（もちろん子供は、河原で石遊び）、おいしい料理をいただき、他の単位会の先生御家族と楽しいひとときを過ごすことができました。帰り道も（家内の実家が美濃なので今日はそちらに宿泊）お陰でいつもの倍の時間がかかって、のんびり帰りました。

二日目は、定時総会の日です。私は理事の為、家族より一足先に会場である岐阜グランドホテルに入りました。総会も無事終了し、いよいよ懇親会です。と、その前に家族と合流するために部屋へ行きましたが誰もいません。締め出しになってしまいました。辺りを捜したり、

電話をかけたりしましたが何処にもいません。途方に暮れていると何やら湯上がりの楽しそうな家族が来るではありませんか！ 何と、私抜きでみんなで大浴場に行っていたようです。「いい湯だったね、お母さん」子供は大喜びです。

さて、気を取り直して懇親会へいざ出動です。会場へ入って一安心。それは子供の遊びのコーナーがあるからです。じっと座ってられるのは最初の30分程で、あとは輪投げをしたり、綿菓子を作ったり、本当に楽しそうでした。これで日頃の償いはバッチリです。いろいろな方々とも知り合

いになれば、家内も喜んでいました。次回の埼玉大会紹介の時には、「お父さん、ハワイってみんなあんな格好していた？」「いいんだよ。ああいうハワイもあるんだよ」と、会話も楽しく弾んでいます。この日はグランドホテルに宿泊し、夜遅くまで他の部屋にご迷惑をかけていました。

三日目、我が家は各務原航空博物館に立ち寄り、楽しい思い出を胸に「来年はハワイだね」と、無邪気な子供と約束し、一路名古屋へと帰路に着きました。



韓国税務士試會の方々を迎えて 高取俊二 (愛知県)

大成功に終わった第31回岐阜大会において、韓国税務士考試會の方々をお迎えしました。ちょうど1年前のソウル大会において私たちは大変お世話になりましたが、今回はその返礼ということで日本の文化を味わっていただくこととしました。

荊谷悦利副会長の話によれば、大会2日目は飛騨高山の散策という日程でありました。当日は残念ながら雨でしたが、飛騨の里や古い街並みを満喫していただきました。ただし、残念ながら時間の関係で高山名物の朝市は見物することはできなかったそうです。午後からは大滝鍾乳洞で有名な

郡上八幡へ移動し、夜は郡上おどりを見物したそうです。

次に、大会3日目は飛騨の清流で梁を楽しんだそうで、その途中の土産物屋で韓国への土産として爪切りを70個ほど買っていったそうです。(その店の在庫はすべてなくなっただろう。) 韓国の方々の話によれば、日本の爪切りはとても性能がよいということでした。確かに、岐阜県の関市は刃物で大変有名なのです。

さて、大会の飛騨路ツアーもすべて終了した8月4日の夜、私は名古屋駅で韓国税務士考試會の

方々をお迎えして歓迎会を開催しました。歓迎会には飛騨路ツアーにも参加した橋本前会長他東京青税会員3名と地元名青税会員3名、ご多忙中神戸から名古屋まで駆けつけていただいた麻本新会長が出席し、考試曾の方々をもてなしました。皆、旅の疲れを見せず懇親の実をあげました。しかし、驚いたことには、韓国の人は大変お酒が強いとい

うことです。あちらでは、ウイスキーをストレートで返杯する風習があるそうで、私はすぐにギブアップしました。ただ、一人黙々と返杯していたのは久野名青税会長です。さすがに酒造の町を地元を持つ強みでしょうか、名古屋の会長は韓国の方々と互角でした。



資格取得制度改善を求める国会陳情を実施 宮川雅夫 (東京)

全国青年税理士連盟では、平成10年7月23日に資格取得制度改善を求める国会陳情を実施した。

参加者は、東京青税・近畿青税・名古屋青税・埼玉青税から総勢18名であった。

当日は衆議院議員会館ロビーに集合し、陳情活動に先立ち、議員会館内会議室において小林興起衆議院議員との懇談会を開催した。

小林興起議員は衆議院東京10区選出で自由民主党の税理士制度改革推進議員連盟ワーキンググループのメンバー。この日は自民党の総裁選挙の前日ということもあり議員にとっては大変忙しい時期であったが、約束どおり懇談に応じてくれた。

懇談会では宮川総務部長の司会により、橋本会長の挨拶に続き、山本法対策部長が過日作成したチラシをもとに陳情趣旨説明を行った。

その後小林議員より、「一般の人は税理士といえは相当の知識をもった専門家であると思っている。従って、試験によって専門家としての資格をチェックするのは当然だ。税理士の6割が無試験であ

るような現状はおかしい」とのコメントがあった。また、「このような陳情活動は全国的に積極的に行うべきだ。各地の議員は皆の意見を聞きながらいる」とのアドバイスをいただいた。

さらに小林議員は出席会員からの質問に答えて、「規制緩和の推進は無駄なものを見直すということであり、専門職業にはそれぞれ制度上の意義があるので一律に論ずるのはおかしい。納税者は税理士が専門家であると思うから仕事を頼むのであり、誰でも税理士業務が出来るというようなことになっては納税者の方が困ることとなる。そのような議論は無責任だ」と述べた。

また議員から税理士に対して、「私のところにも税金問題に関する陳情が来るが、税理士を替えることが解決策であるなどということでは情けない。税理士にはもっと税法の勉強をしてもらい、国税当局とわたりあえるようになってもらいたい」との注文があった。

小林議員には、今後の税理士法改正作業にあた

っては決して官僚に屈することなく国民的見地から取り組んでもらいたいとのお願いをした。

その後6班に別れ、衆議院第一、衆議院第二及び参議院の各議員会館に関係議員を訪ねて陳情活動を行った。

今回の陳情では、自民党税理士制度改革推進議員連盟のメンバーの他、与野党の幹部議員を中心に58名の議員を対象とした。この内、西田良弘自

民党税理士制度改革推進議員連盟座長には、橋本会長・中江近畿青税代表幹事らが直接面談して陳情することが出来た。

税理士法改正問題については、政府の規制緩和3ヶ年計画との関連もあり、これからますます重要な局面をむかえることとなる。いずれにしても、全青税の理念である国民のための税理士制度に少しでも近づけるための継続的な活動が望まれる。

司法制度改革論における司法書士



Kitano, Hirohisa 北野弘久
税法学者・日本大学法学部教授
日本租税理論学会理事長
日本学術会議会員・法学博士

規制緩和論などの「大義名分」によって司法試験合格者の大幅の増大、司法試験制度・司法修習制度の改革等が行われつつある。筆者は、弁護士などの法律家は、社会正義の実践、基本的人権の擁護を目的とする職業専門家であって、本来的には一般の商品と同じ市場原理をもって論ずることのできない分野と考えている。その意味では、昨今論議されている規制緩和論は妥当でないと言えよう。

司法試験合格者を毎年、1,000名あるいは1,500名に増大させることが企図されている。しかし、司法試験合格者数の増大に伴って目下政府筋が予定しているのは、裁判官の増員ではない。政府筋は、規制緩和論を理由に大量の弁護士の「市場への投入」を意図しているにすぎない。訴訟事件等の早期解決等を行って人々の法的権利を確保するためには、目下必要なのは、弁護士数の増大ではなく裁判官数の増大である。筆者としてはおよそ裁判に値しない、昨今の10年、20年と長期化する訴訟遅延を解消するために裁判官の数を現行の2倍、3倍以上に増大させることこそ国民的課題であると考えている。弁護士の数よりも裁判官の数を大幅に増やすことこそが「国民のための司法」の急務である。

司法試験科目の改革にあって憂慮すべき問題が起こっている。選択法律科目の廃止によって、行政法、労働法などが司法試験科目から全く排除された。現代国家において国会を通過するほとんどの法律は、広い意味での行政法といってよい。また、労働法は、公法、私法とならぶ社会法の重要分野である。理論的には社会法は現代法の中核分野である。右の広義の行政法も現代法の中心とみてよい。

訴訟事件としては通常の民事訴訟、刑事訴訟とは異なった訴訟類型として行政訴訟がある。公権力から人々の人権を擁護するためには行政訴訟はきわめて重要である。今回の司法試験改革においてこのような重要な法分野が選択科目からも排除されたことは、21世紀の法律家像を考えるためにあたって重大である。このような司法試験科目の改正が、今後、大学における法学教育・法学研究のあり方にも重要な影響をもたらすであろうことは否定できない。

規制緩和論者は、日本の弁護士数の少ないことを理由に司法試験合格者を増大させるべきであるとしている。この点についていえば、日本には、弁護士以外に、弁理士、司法書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、行政書士等の専門家の制度がある。アメリカ、イギリスなどには税理士の数は、すでに6万数千名に達している。

日本の弁護士の多くは、どちらかといえば法廷弁護士であって、日常的ないわゆる予防法学の仕事をしている者は少ない。弁護士の多くは、訴訟事件等を個別に依頼されて生計をたてている。彼

らの多くは、いわゆる予防法学ではなく、伝統的な事後法学・裁判法学を行っているといつてよい。税理士、司法書士のような市民の中の法律家というよりも裁判所での法律家というのが弁護士に対する人々の抱くイメージである。そのことも原因して、弁護士の生計は安定していない。周知のように弁護士に対する懲戒事件が増えつつある。

筆者は、従来の弁護士像を前提とする限り、日本社会では全体としては弁護士の数が不足していないとみている。弁護士が市民の中の法律家として、いわゆる予防法学の仕事を行うためには、現行の法曹養成制度では不十分である。たとえば、租税問題について予防法学的助言を行うためには、弁護士は、税理士と同じように会計学、経営学、税務の実際等に精通しなければならない。アメリカのロースクールの法律家教育においては、会計学、税法科目などが重視されている。

イギリスでは周知のようにソリシタ (solicitor) とバリスタ (barrister) の二種類の弁護士が存在する。上位裁判所ではバリスタがその弁論権を独占している。従来、日本では、バリスタを法廷弁護士、ソリシタを事務弁護士として理解してきた。この訳語はソリシタの実態に照らして妥当ではない。ソリシタは、日常的な法律事務のほか、下位裁判所では弁論権をも行使しうる。また、バリスタの弁論の前提となる訴訟手続の代行権は、原則としてソリシタの独占とされている。

筆者は、司法制度改革の一環として、さしあたり司法書士制度のあり方も視野に入れられるべきであると考えている。将来的には、司法書士を、現行の弁護士とは別の法律家として、それ相応の位置づけを行うのが望ましいとみている。

昭和53年(1978年)の司法書士法改正前の判決であるが、当時の司法書士の法律家としての性格を明快に判示した判決文の一部を引用しておきたい。「…法治国家においては、国民が啓蒙され一定の法律的知識ないし常識を有していることを建て前としているが、現実には個別的具体的事件について国民一般の法律的知識は全く乏しいものといわなければならない。例えて、裁判所提出の書類作成を依頼するについても単に表面的機械的に事情を聴取した上では何をどのように処理して貰いたいのか全く不可解なことも多いのであり、これを聴取してその意を探り、訴を提起すべきか、併せて証

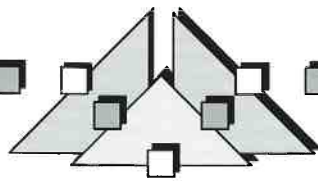
拠の申出をすべきか、仮差押、仮処分等の保全の措置に出るべきか、執行異議で対処するかを的確に把握し、その真意に副う書類を作成するについて法律的判断がなされるべきは当然であるからであり、このような判断を怠って、いたずらに趣旨曖昧不明の書類を作成して裁判所に提出させることをすれば、却って裁判所の運営に支障を来すことは明らかであり、特に弁護士の数が比較的少ない僻地では、かようにして司法書士が一般大衆のために法律的問題について市井の法律家としての役割を荷っているといえるのである。かように見て来れば、弁護士と司法書士はともに国民の法律生活における利益を保護し、併せて司法秩序を適正に保護し、以て法律生活における分業関係に立つものといえる。…弁護士にたいしては包括的な法律事務を取扱うことの事務処理であり、司法書士にたいしては個々の書類の作成という個別的な委任事務が普通であろうが、依頼者の趣旨によっては、司法書士に対し、ある程度包括的な書類作成事務の処理という包括的なものも考えられないではなく、従って、両者の区別を委任事務の個数によって区別することはできないものといわなければならない」(昭和52・1・18松山地裁西条支部判決・判例時報865号110頁)。

簡易裁判所、地方裁判所等での多くの本人訴訟の背景には司法書士が存在することは広く知られている。また、司法書士が、その日常的な事務処理において弁護士と同様の的確な法律的判断を現に行っていることも否定しえない事実である。

筆者としては、司法制度改革の一環として、一定の研修を前提にして司法書士に一定範囲の法律相談権や一定の場合の包括的な書類作成受託権を法制度的に認知すべきであると考えている。さらに、イギリスのソリシタにならって、さしあたり簡易裁判所での弁論権を法制度的に付与することとすべきであろう。ドイツでは、税理士 (Steuerberater) に租税事件については弁護士と同様の訴訟代理権等を付与している。

日本の司法制度のあり方は、弁護士以外に、司法書士、税理士等の法律家が多数存在することも射程に入れて論議されるべきであるといわねばならない。

(拙著『税理士制度の研究・増補版』税務経理協会)。



秋季シンポジウム迫る

秋季シンポジウム実行委員会

日 時 平成10年11月8日(日)
会 場 新横浜プリンスホテル
参加費 8,000円

【第一部】 記念講演

「こうあってほしい～将来の税理士像」

講師：立命館大学 三木義一教授

【第二部】 税理士制度に関するアンケート発表

担当：神奈川青税

【第三部】 ディベート

- (1) 税理士業務は税理士の独占とすべきか否か？
- (2) 税理(士)法人制度は必要か否か？
- (3) 税理士試験に免除制度は必要か否か？

【第四部】 懇親会

Point 1 記念講演

現在、税理士業界では日税連が21項目に限定して税理士法改正運動を開始したのもつかの間、新たに規制緩和問題が顕在化し、急に慌ただしくなってきました。もはや税理士業界内部の問題ではなく、社会に於ける税理士の位置づけまで戻って、私たち自身の「税理士」というものを見つめ直さなければいけない時期に差し掛かっていると言えるでしょう。今年渡独されていた三木先生には、ドイツでの体験談を含め、「税理士」がどうあるべきなのかをたっぷりお話しいただく予定です。

Point 2 アンケート

既に皆さんのお手元に届いているとは思いますが、秋季シンポジウムに向けて「税理士制度に関するアンケート」を実施しております。税理士の実態・規制緩和・税理法人・資格取得の4部構成計28問のQにお答えいただくものです。期限は9月30日としてありますが、集計の可能な限り期限を過ぎたものでも採用したいと思います。ご回答をよろしくお願いいたします。

Point 3 ディベート

税理士制度に関する単位会対抗のディベートを3回戦行います。ディベートのやり方について簡単にご説明します。

各単位会3名ずつステージに上り、各テーマについて「是」とする側と「否」とする側に分かれていただきます。まず最初にそれぞれのチームから各1名何故「是」又は「否」とするかについての基調報告を簡単にいただき、その後時間を区切って6名で論戦を展開していただきます。以上が前半戦です。その後「是」と「否」の立場を入れ替わっていただき同様に後半戦を行います。すべてが終了したところで、どちらのチームが論戦に長けていたかを会場の拍手によって決めます。

各チームとも自分の本当の意見に拘わらず両方の意見による論戦を行わねばならず、いかに論旨を組み立てて相手方の意見を封じ込めるかが見所といえます。会場の皆さんにはじっくり観戦していただき、最後の判定の際にご協力をいただきます。

多くの会員の皆さんの参加をお待ちしております。

野崎 貴彦 (神奈川)



あ と が き

やっと、青税連119号を発行することができました。やれやれ、一安心。それにしても、極小事務所の私が、仕事に追われ広報に追われ一年間やっていけるのだろうか、ちょっと不安の今日この頃です。

税理士として登録十数年。青税活動も同じ年数を経ました。私たち名古屋青税は、40歳定年制を引いていますので活動するのも後1年ちょっと。すでに、名古屋青税では乾杯要員。これも、最後の御奉公として頑張ってみようかと思っている所存です。

ところで、いっこうによくならない日本経済。新聞紙上を見れば、銀行の不良債権処理問題、ヒ素入りカレー事件に端を発した毒物混入事件等々、仕事の現場に目を移せば倒産、自主廃業等々、最近では別表19を目にすることも珍しくなくなってきました。

また、私たち税理士業界も大きな変貌を遂げる時期に差し掛かっているといえましょう。税理士法改正、規制緩和等々。日本の経済構造そのものが大きく変わりつつある現在、税理士はいかに対応し、生き残っていくのでしょうか？

暗い話題ばかり提供していてもいけません。せめて、青税連広報誌ぐらいは、明るく陽気に内容のある話題を提供していくつもりです。

それでは、次号120号をご期待下さい・・・(H.O)

Information

● 今年の秋は横浜で秋季シンポジウム

詳細は前ページをご覧ください。

・ちょっと気が早い話ですが……

次回全国青税の32回大会は埼玉大会！

皆さん、来年の夏は

福島県スパリゾートハワイアンズに

行きましょう！

